「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンのお取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄 を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを 宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接のお取引先を通じてその先のお取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、お取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携

事業承継、人財育成及び、設備投資等の負担を抱える警備業界をはじめとするお取引先に対しては、M&A等による積極的な支援を検討いたします。

b. グリーン化の取組

当社は、重要なステークホルダーである連結子会社等に対しても、温室効果ガスの削減に向けた排出量測定の働きかけを行うなど、脱炭素・低炭素化に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、お取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

4働き方改革等に伴うしわ寄せ

お取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない 短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負 担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮しま す。

3. その他

当社は、「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」に基づき、警備業界をはじめとするお取引先との共存共栄を目指しています。

またお取引先との関係においては、お互いの立場を尊重し、独占禁止法や下請法をはじめとする 諸法令を遵守するとともに、公正で自由な競争に基づいた企業活動を実施します。また、知的財産 権を尊重し、侵害または不正使用は行いません。

2024年5月30日

<u>セントラル警備保障株式会社</u> 代表取締役 執行役員社長 市川 東太**郎** 企 業 名 役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。